

〔事案 28-122〕 契約無効等請求

・平成 29 年 5 月 9 日 裁定不調

＜事案の概要＞

契約時に年金保険であることの説明がなかったこと等を理由として、契約の無効等および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 28 年 3 月に契約した豪ドル建・利率変動型の個人年金保険 2 件について、以下等の理由から、契約の無効、不法行為による損害賠償、クーリング・オフの適用および特定早期解約制度を適用して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 代理店の募集人から「外貨建の保険の場合は通常生命保険に関する相続税非課税枠に加えてさらに別途の相続税非課税枠が使える」と誤った説明を受けて契約したが、そもそも年金保険を契約するつもりはなく、年金保険であること、契約初期費用および年金管理費がかかるということも知らなかった。
- (2) 契約当時 89 歳という年齢に配慮した十分な説明はなかった。
- (3) 保険証券受領後に保険会社に電話にて解約の申入れをしているので、クーリング・オフが適用可能である。
- (4) 特定早期解約制度による解約が可能である。

＜保険会社の主張＞

以下の理由等から、申立人は、各契約について相続税の非課税枠が使えるという誤解はしていないので、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人は申立人に対し、生命保険に関する相続税の非課税枠は使えないこと、年金保険であることについて、募集資料を用いて説明している。
- (2) 申立人から「相続税の非課税枠が使えるからこそ契約する」とは聞いていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約前後の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が誤っていた、または不十分であったとは認められず、クーリング・オフの手続きは取られておらず、特定早期解約制度の適用も認められないが、以下の事情および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約申込みの前後に、契約初期費用・年金管理費がかからないかのように読める説明書面を作成し申立人に交付している。保険会社は、これら書面の印字部分は、募集人が、申立人の発言をそのまま記載するなどしたもので、募集人の意図によるものではないと主張するが、仮にそうであっても、契約において重要な部分が誤った内容の説明書面を訂正もなく作成し交付したことは、契約申込みの前後を問わず問題である。
- (2) 相続税の非課税枠は、各契約では適用外であるばかりか、募集代理店の取扱商品の中にも

申立人が契約可能な適用商品は存在していない。募集人は、一般論として、申立人に対し、相続税の非課税枠について何度も説明しているが、これは各契約にも相続税非課税枠が適用されるとの誤解を生じさせやすい。

- (3) 上記説明書面には手書き部分があるが、あたかも各契約に相続税の非課税枠が適用されるような誤解を生じさせる内容であり、手書き部分は申立人が書いたと保険会社は主張するが、申立人の筆跡とは一見して類似しておらず、「ご契約内容」という募集人側が通常用いる表現が使われていることからしても、募集人が記載したことが疑われる。